

# 千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱

令和3年10月

千葉市建設局

## 千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市下水道条例(昭和38年千葉市条例第16号。以下「条例」という。)第21条の規定による下水道使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び額)

第2条 使用料を減免することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免額は当該各号に掲げる額とする。

(1) 世帯の全員(同居を含む。)について市県民税(減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税をいう。ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年の所得に係る市県民税をいう。)が非課税であり、かつ、次のア、イ、ウ又はエに該当する者が当該世帯に属している場合、条例別表第2に規定する基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料に、これらに係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表1級又は2級に該当する者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級1級に該当する者

ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所において、その障害の程度が千

葉市療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）第5条別表に規定する最重度又は重度に該当すると判定された者

エ 65歳以上の者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項5号に規定する要介護5に該当する者

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項による給付金の支給決定通知（当初の支給決定に限り、支給期間の延長等の決定は含まない。）を受けた者が属する世帯で、第4条第1項の規定により減免申請書類を提出した日が、当該給付金の支給決定通知日から起算して9か月以内の期間に該当する場合、使用料の全額

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の4により保護を必要としなくなったと認めたものに対して支給される就労自立給付金の支給決定通知を受けた者が属する世帯で、第4条第1項の規定により減免申請書類を提出した日が、当該給付金の支給決定通知日から起算して6か月以内の期間に該当する場合、使用料の全額

(4) 街頭、公園等に設置され、公共の用に供されている水飲栓、公衆便所、噴水、池等（有料施設内に設置されているものを除く。）に係る使用料 使用料の全額

(5) 市立小学校、中学校及び高等学校のプール並びに本市が設置した公共用プール（有料施設は除く。）に係る使用料 使用料の全額

(6) その他市長が特に減免する必要があると認める場合 市長が定める額

（共同使用の場合の減免額）

第3条 次条の規定により減免を申請しようとする者が、条例第15条第1項第1号ただし書に規定する共同住宅の居住者であり、かつ、当該共同住宅に係る使用水量が現に千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により算定されている場合の減免額は、共同住宅の共同使用に関する事務取扱

要領（平成7年10月1日施行）第9条に規定する一世帯当たり消費税込み下水道使用料を使用料とみなして、前条の規定に基づき定めるものとする。

（減免申請）

第4条 規則第13条の規定により減免を申請しようとする者は、別表に規定する書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1号の規定に該当することにより減免を受けようとする者において、千葉市における市県民税の課税状況又は生活扶助の受給状況を市長が調査することについて同意した場合は、この限りでない。

2 第2条第1号の規定に該当することにより引き続き減免を受けようとする者は、毎年市長が指定する日までに、前年の収入に係る市県民税非課税証明書又は当該年1月1日時点において生活保護法の規定による生活扶助の受給者であることの証明書類を市長に提出しなければならない。ただし、減免対象者及びすべての世帯員（同居を含む）の千葉市における市県民税の課税状況又は生活扶助の受給状況を市長が調査することについて同意した場合は、この限りでない。

3 千葉市水道局給水区域内において千葉市水道給水条例施行規程第26条の規定に基づき生活保護世帯等水道料金減免申請書（様式第19号）により市長に申請があったときは、第1項の規定による申請があったものとみなし、第2条第1号の規定を適用するものとする。

（決定通知）

第5条 市長は、前条第1項及び第3項の申請を受理したときは、内容を審査の上、減免の可否を決定し、その結果を速やかに下水道使用料減免決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 減免の審査は、毎月15日まで（その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）に受理した申請について、当月以降、最初に調定する使用料から適用することを審査の対象とする。

（開始時期及び終了時期）

第6条 減免は、前条の規定により減免を決定した日の翌日以後の最初に

調定する使用料から適用し、減免事由の消滅を確認できた日の属する調定をもって終了する。

- 2 第2条第2号の規定による減免は、前項の規定により減免を決定した日の翌日以後の最初に調定する使用料から適用し、当該調定から起算して5回の調定月の適用をもって終了する。
- 3 第2条第3号の規定による減免は、前項の規定により減免を決定した日の翌日以後の最初に調定する使用料から適用し、当該調定から起算して3回の調定月の適用をもって終了する。
- 4 第2項及び第3項に規定する減免の適用期間中に、届出又は職権により下水道の使用を中止した場合は、同項に規定する調定の回数に満たなくても減免は終了とする。

(届出義務)

第7条 減免を受けている者は、次の各号に該当することとなったときは、ただちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 減免の事由が消滅したとき。
  - (2) 使用場所を変更したとき。
  - (3) 使用者名義を変更する必要があるが生じたとき。
  - (4) 世帯構成に変更が生じたとき(第2条第1号、第2号及び第3号の規定により減免を受けている場合に限る。)
- 2 市長は、前項の届出義務を怠った者に対しては、減免を取り消すことができる。
  - 3 減免を受けている者が、届出又は職権により下水道の使用を中止し、下水道使用料の賦課決定がない場合、中止以降、減免はその効力を失う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 公共下水道使用料減免基準(昭和60年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に使用料の減免を受けている者は、この要綱

の相当規定により減免を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお、当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお、当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2号及び第3号の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前（平成28年4月1日施行）の千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱第2条第1号の規定により使用料を減免することができる場合に該当するとして使用料の減免の決定を受けている者（取り消された者を除く。次項において同じ。）に係る使用料であって、この要綱の施行の日から令和2年9月30日までの間に使用料の額が確定するものは、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例により使用料の減免の決定を受けている者に係る使用料であって、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に使用料の額が確定するものに係る減免額は、条例別表第2に規定する基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料に、これらに係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお、当分の間使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。また、改正後の第2条第2号に規定する支給決定通知日（当初の支給決定に限り、支給期間の延長等の決定は含まない。）及び同条第3号に規定する支給決定通知日は、令和3年10月1日以降を対象とする。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお、当分の間使用することができる。

別 表

減 免 事 由	提 出 書 類
第2条第1号アに該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 課税調査同意書兼世帯構成届出書（様式第2号） 3 世帯全員（同居を含む。）の市県民税非課税証明書（※） （16歳未満の者、及び課税調査に同意があり市で課税調査が可能な者は除く。） 4 身体障害者手帳の写し（保健福祉センター長等の証明でも可とする）
第2条第1号イに該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 課税調査同意書兼世帯構成届出書（様式第2号） 3 世帯全員（同居を含む。）の市県民税非課税証明書（※） （16歳未満の者、及び課税調査に同意があり市で課税調査が可能な者は除く。） 4 精神障害者保健福祉手帳の写し（保健福祉センター長等の証明でも可とする）
第2条第1号ウに該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 課税調査同意書兼世帯構成届出書（様式第2号） 3 世帯全員（同居を含む。）の市県民税非課税証明書（※） （16歳未満の者、及び課税調査に同意があり市で課税調査が可能な者は除く。） 4 療育手帳の写し（保健福祉センター長等の証明でも可とする）
第2条第1号エに該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 課税調査同意書兼世帯構成届出書（様式第2号） 3 世帯全員（同居を含む。）の市県民税非課税証明書（※） （16歳未満の者、及び課税調査に同意があり市で課税調査が可能な者は除く。） 4 介護保険被保険者証の写し（保健福祉センター長等の証明でも可とする）
第2条第2号に該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 住居確保給付金支給決定通知書（当初の支給決定に限り、支給期間の延長等の決定は含まない。）の写し
第2条第3号に該当する場合	1 下水道使用料減免申請書（様式第1号） 2 就労自立給付金決定調書の写し
第2条第4号又は第5号に該当する場合	1 使用料等減免申請書（規則別表に規定する第11号様式） 2 現地案内図
第2条第6号に該当する場合	1 使用料等減免申請書（規則別表に規定する第11号様式又は様式第1号） 2 市長が定める証明書等

※減免を申請した日の属する年の1月1日時点において生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている場合は、市県民税非課税証明書の代わりに、生活扶助の受給を証明する書類を提出することができる。ただし、第2条第1号に規定する当該市県民税が確定していないときは、減免を申請した日の属する前年の1月1日時点における生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている場合とする。（16歳未満の者、及び生活扶助受給調査に同意があり、市で当該調査が可能な者は除く。）



## 下水道使用料減免申請書

(あて先) 千葉市長

年 月 日

千葉市下水道条例施行規則第13条の規定により、下水道使用料の減免を申請します。  
 なお、下水道料金の減免適用事由が消滅したときには、直ちにその旨を届け出ます。  
 また、当機関が必要に応じて行う免除基準に該当する事由の存続確認に対し、関係機関先が回答することに同意します。

使用者番号または お客様番号	- - - - -	最近の上下水道料金納入通知書兼領収書等に記載されている番号を記入してください。(不明の場合は記入不要)
フリガナ		
使用者氏名		
使用場所	千葉市 区	
	建物名・部屋番号等	

減免事由に 該当する方	氏名	<input type="checkbox"/> 使用者本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 _____ 使用者から見た関係 _____
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

減免事由 (該当する番号に○をしてください)	1 身体障害者(1級又は2級)    2 精神障害者(1級) 3 知的障害者(最重度又は重度)    4 要介護者(65歳以上で要介護5又は4) 5 住居確保給付金    6 就労自立給付金
---------------------------	---

1 減免事由が1～4に該当する方は、世帯全員(同居も含む)の市県民税が**非課税**であることが要件となります。

2 減免事由が1～4に該当する方は、以下の書類の提出が必要です。  
 (1) 減免事由の証明となる手帳などの写し または 保健福祉センター所長等の証明(下記確認欄への押印)  
 (2) 課税調査同意書兼世帯構成届出書(様式第2号)  
 (3) 世帯全員(同居も含む)の市県民税非課税証明書※

※(3)の書類について  
 ① 課税調査同意書兼世帯構成届出書(様式第2号)にて課税調査に同意があった場合、市で課税調査しますので、(3)の書類の提出は不要です。  
 ただし、市外からの転入等で、申請を行う年の1月1日(1月から6月中旬までに申請する場合は、前年の1月1日)に千葉市に住民登録が無い方は、前住所地の市区長村長が発行する道府県民税・市町村民税非課税証明書(東京都特別区の方は、特別区民税・都民税非課税証明書。)が必要です。

② 申請を行う年の1月1日(1月から6月中旬までに申請する場合は前年の1月1日)時点において生活保護(生活扶助)を受給している場合は、(3)の非課税証明書の代わりに、「生活保護受給証明書」(生活扶助と記載あるもの)を提出することができます。  
 また、前段に記載の時点において千葉市で生活保護(生活扶助)を受給し、課税調査同意書兼世帯構成届出書(様式第2号)にて生活扶助の受給調査に同意がある場合は、市で受給調査しますので、生活保護受給証明書の提出は不要です。

3 減免事由が5に該当する方は、以下の書類の提出が必要です。  
 住居確保給付金支給決定通知書(※)の写し または 保健福祉センター所長等の証明(下記確認欄への押印)  
 (※)支給決定通知書は、当初(初回)の支給決定に限り、支給期間の延長等の決定は、対象外です。

4 減免事由が6に該当する方は、以下の書類の提出が必要です。  
 就労自立給付金決定調書の写し または 保健福祉センター所長等の証明(下記確認欄への押印)

保健福祉センター所長等の資格確認欄	上記の減免事由に該当することを証明します。 また、減免事由5又は6の給付金支給決定通知日は 年 月 日 であることを証明します。 年 月 日
-------------------	---

(通信欄) 住居確保給付金は、支給期間延長等の決定日ではなく、初回の支給決定通知日を記載してください。

申請者氏名	<input type="checkbox"/> 使用者本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 _____	
申請者の住所	<input type="checkbox"/> 使用場所と同じ(記入不要) <input type="checkbox"/> 使用場所と違う(以下に記入) 千葉市 区 _____	
連絡先	電話番号	- - - - - (携帯電話など平日、日中の連絡先)
	電子メールアドレス	@

## 課税調査同意書兼世帯構成届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。また、同要綱第4条第1項の規定による減免申請又は同条第2項の規定による減免継続に係る市県民税の課税状況調査等については、これに同意します。

- ◎課税調査の同意について、下記表の左欄にチェックを入れてください。(チェックがない場合は課税調査に同意したものとみなします。)  
 同意されない場合は千葉市が発行する市県民税所得証明書を添付してください。  
 ◎次に該当する方は、同意の有無にかかわらず前住所地の市区町村長が発行する道府県民税・市町村民税所得証明書(東京都特別区の方は、特別区民税・都民税所得証明書。)を添付してください。  
 ・市外からの転入等で、申請を行う年の1月1日(1月から6月中旬までに申請する場合は前年の1月1日)に千葉市に住民登録が無い方。

◎非課税証明書の代わりに「生活保護受給証明書」を提出できる場合に該当する方へ

千葉市が生活保護の受給調査をすることに同意する方は、下記表の右欄にチェックを入れてください。ただし、市外での生活保護受給状況は、千葉市が調査できませんので、ご自身で受給証明を取得してご提出ください。

生活扶助の  
受給調査  
について

課税調査について		下記表は使用者本人・減免対象者を含め、すべての世帯員(同居を含む)がそれぞれ記載してください。(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				同意する
同意する	同意しない	フリガナ氏名	続柄	生年月日	免除事由 (減免対象者の方はチェックをしてください)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害 1・2級 <input type="checkbox"/> 精神障害 1級 <input type="checkbox"/> 知的障害重度以上 <input type="checkbox"/> 要介護 5・4	<input type="checkbox"/>

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

電子メール

アドレス

(携帯電話など平日、日中の連絡先)

@

## 下水道使用料減免決定通知書

様

千葉市長

年 月 日 受理した下水道使用料減免申請について、次のとおり決定したので、  
千葉市下水道使用料減免事務取扱要綱第5条の規定により通知します。

決 定	減免する	減免しない
減 免 額		
決定の理由		
減免期間	から	まで
使用者番号または お客様番号		
備 考		

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

### <注意事項>

- 1 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出てください。
  - (1) 減免事由が消滅したとき
  - (2) 使用場所を変更したとき
  - (3) 使用者名義を変更する必要が生じたとき
  - (4) 世帯構成に変更が生じたとき
- 2 前記の届出がない場合、本決定を取り消すことがあります。
- 3 届出又は職権により、下水道の使用を中止した場合、減免は終了とします。